

保護者の皆様へ

令和5年度 就学援助費のお知らせ

－世田谷区立校以外用(国公立小・中学校用)－

「就学援助費」は、給食費や学用品費など、お子様の就学に関する費用の一部を支援する制度です。

1. 継続審査について

(1) 令和4年度に世田谷区で就学援助費の審査を受けている方

⇒ **卒業されるまで継続して審査を行いますので、原則として再度の申請は不要です。**
(詳細は下記をご覧ください)

※令和4年度の審査を受けているかどうか不明の場合は、世田谷区ホームページから確認依頼を行ってください。なお、電話でのお問い合わせには原則として回答できません。

検索欄 でページ番号「187228」を入力

⇒ 5. 注意事項 ⇒ オンライン手続き(申請状況の確認)へ進む

※右の二次元コードからもアクセスが可能です



<継続審査の詳細について>

就学援助費の継続審査では、**令和5年4月1日の住民票上の世帯状況**を基に審査を行います。ただし、住民票とは異なる世帯状況を既に申請されている場合は、その世帯状況で継続して審査を行います。

なお、令和4年度に審査を受けている方であっても、今年度から住民票と異なる世帯状況となっている場合には、下記のとおり改めて申請が必要となりますのでご注意ください。

世帯状況が住民票と異なる場合の例

- ・住民票上別世帯にお住まいで、生計が同一の方がいる場合(単身赴任、同一住所別世帯等)
- ・住民票上同一世帯にお住まいで、生計が別の方がいる場合(二世帯住宅等)
- ・住民票上の住所が現住所と異なる方がいる場合

(2) 今年度から新規に就学援助費を希望される方

⇒ 漏れなく申請をお願いいたします(お子様お一人につき、一件の申請が必要です)。

2. 申請方法 認定要件等の詳細については、裏面をご覧ください。

(1) オンライン手続きによる申請を行う場合

……世田谷区ホームページから申請してください。紙の申請書は提出不要です。

検索欄 でページ番号「196711」を入力

⇒ 4. 電子申請システムへ

※右の二次元コードからもアクセスが可能です。



(2) 紙の申請書による申請を行う場合

……「令和5年度 就学援助費希望調査・受給申請書」を教育委員会まで提出してください。

※様式は世田谷区のホームページからダウンロード可能です。

申請期限は **令和5年4月28日(金)**です。

期限後も申請は随時受け付けますが、申請時期により支給金額等が異なる場合があります。年度途中に転入された方は、お早めにご申請ください。なお、今年度の最終提出期限は令和6年2月22日(木)です。

(裏面に続きます)

3. 認定要件

世田谷区在住で、国公立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者の内、次のどちらかに該当する方

- (1) 生活保護を受給している方
- (2) 令和4年1月～12月の世帯全員（16歳以上）の合計所得金額が支給対象基準額以下の方

「支給対象基準額」のめやす（認定区分により異なります）

上段太字：所得金額、下段（ ）：給与収入

認定区分	世帯人数 2人	3人	4人	5人	6人
全費目認定	約302万円 (約445万円)	約378万円 (約540万円)	約418万円 (約590万円)	約443万円 (約620万円)	約524万円 (約714万円)
給食費のみ認定	約399万円 (約566万円)	約508万円 (約697万円)	約564万円 (約760万円)	約598万円 (約797万円)	約714万円 (約926万円)

※全費目認定……給食費の支給に加えて、学用品費や校外授業費等を支給します。

給食費のみ認定……給食費（給食のない学校の場合は、世田谷区の徴収予定額と同額）を支給します。

○この表は、あくまでもめやすとなります。実際の支給対象基準額は、世帯員の年齢等により異なりますので、支給対象基準額に該当するかどうか迷われる場合、まずはご申請ください。

○審査結果は7月下旬にご自宅へ郵送でお送りするとともに、在籍学校へも通知いたします。なお、審査結果について事前のお答えはできません。あらかじめご了承ください。

○世帯人数とは、原則として住民票上の世帯員全員と、住民票上別世帯で生計が同一の方（別世帯の配偶者様等）全員の合計人数です。

4. 支給額・支給費目

支給額・支給費目は、申請時期や在籍する学校・学年によって異なります。

（詳細は認定通知送付の際に同封する「支給予定額表」をご覧ください）

○生活保護を受給中の場合は、保護費で支給されない費目のみの支給となります。

○保護者口座への支給は、7月・10月・12月・2月（小学校6年生のみ）・3月の各月末です。

5. 注意事項

(1) 所得審査について

・所得額の修正申告等により、認定後に支給対象基準額を超過していたことが判明した場合は認定区分の変更や取り消しを行います。（支給済みの就学援助費は返金していただきます）。

・所得が無い（少ない）ため申告が不要となっている方の場合でも、就学援助費を含む一部行政サービスの申請時にはご申告が必要となります。確定申告、住民税申告、勤務先からの給与支払報告等のいずれも完了していない方が世帯に居る場合は、至急お手続きをお願いいたします。

(2) 世帯について

・同居別居の別に関わらず、原則として配偶者様は同一生計の世帯員として審査します。

・世帯の状況について特段のご事情がある場合には、事前に下記問い合わせ先へご連絡ください。

6. 問い合わせ先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会 学務課学事係

電話：03-5432-2686